

返 戻 金 に つ い て

紹介した求職者が、求人企業に入社後、求職者本人の責により解雇または自己都合退職した場合には、該当人材の入社決定における払い込み済成功報酬に対し、下記の割合で算出した金額を返戻するものとします。ただし、求人企業の理由に起因する退職や求人企業の都合による解雇、求人企業の都合による採用取消もしくは該当求職者の死亡等不測の事態による退職の場合は、返戻金の適応を除外するものとします。

退職時期	返戻金の割合
入社 1 ヶ月以内に退職の場合	受け取った成功報酬の <u>50%</u>
入社 3 ヶ月以内に退職の場合	受け取った成功報酬の <u>20%</u>

許可番号

1 3 - ユ - 3 1 0 2 1 9

事業所の名称及び所在地 株式会社シーケーコンサルティング
東京都世田谷区太子堂三丁目 37 番 1-C302